

公共放送の運営に係るコンプライアンスの徹底及び、消費者保護体制の強化を求める意見書

報道によれば、NHKの受信契約などを巡り、全国の消費生活センターに寄せられた相談件数が2016年度に8,472件となり、過去10年間で4倍に急増した。件数は、その後2017年度は10,641件、2018年度は8,067件となっており、高値で推移している。

最近では、NHK名古屋拠点放送局から受信料の集金業務を委託されていた会社の社長の男が、契約者名簿を流出させ、共謀者がその個人情報をもとに特殊詐欺をしたゆゆしき事件が発生している。

令和元年5月22日の消費者問題に関する特別委員会において、テレビ放送サービスは20代の消費者相談のトップ3に入っており、そして高齢者も60代、80代とランキング入りをしている深刻な実態が浮かび上がった。

とりわけ若者や高齢者などは、交渉力も弱く、社会的な弱者とされる中、これだけたくさんの相談が寄せられている現実には、真剣に受け止める必要がある。

NHKの料金に関しては、同社及び政府の説明では「特殊な負担金」「サービスの対価としての料金ではなく、公共料金そのものではないが、公共料金的な性格がある」とされ、そのため説明義務、契約関係からの離脱のルール、販売勧誘活動の在り方についての特定商取引法などのルールが適用されず、抜け道になっている。

2017年でいえば、消費生活センターに寄せられる相談総件数（PIO-NET）93万件のうち、1万件以上がNHK関連という事態について、問題視する必要がある。

以上述べてきたように、NHKの契約事務に係るコンプライアンスの徹底と、総務省等関係省庁における監督の強化、消費者保護体制の強化について、適切な措置をとられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）、消費者庁長官